

## 個人情報保護審議会答申の概要

答申第 158 号（諮問第 173 号）

件名：「苦情・意見・要望等に対して、どのような内容であったか分かる文書等」の一部  
開示決定等に関する件

### 1 開示請求

令和元年 7 月 26 日

### 2 原処分

#### (1) 令和元年 9 月 3 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の自己情報開示請求について、別記 1 のうち①から③までについて別記 2 に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、一部開示とした。

#### (2) 令和元年 9 月 3 日（不開示決定）

処分庁は、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求のうち「令和元年 6 月 A 課長に伝えたものを含む。」に係る保有個人情報について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

### 3 審査請求

令和元年 10 月 25 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和元年 12 月 18 日

### 5 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、別記 1 のうち①から③までについて本件保有個人情報を特定したこと及び別記 1 のうち「令和元年 6 月 A 課長に伝えたものを含む。」に係る保有個人情報について不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには開示請求の対象となる保有個人情報が適切に特定されることが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件保有個人情報の特定及び存否について、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件審査請求の趣旨は、本件一部開示決定については、当該決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件請求対象保有個人情報の特定に対するものであると解されるため、本件請求対象保有個人情報の特定の妥当性について検討し、また、本件不開示（不存在）決定については、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下検討する。

(3) 本件一部開示決定について

本件一部開示決定においては、別記 2 に掲げる文書を特定しているところ、審査請求人は、審査請求人が提出した平成 31 年 2 月 20 日付け質問書及び令和元年 6 月 4 日付け質問書と題する書面に対する回答書の開示を求める旨主張している。

当審議会において本件保有個人情報を見分したところ、審査請求人からの意見要望等の内容や、それに対する処分庁の対応の決定に関する事項が記載されていることが認められた。また、当審議会において本件保有個人情報のうち、文書 2 及び文書 4 を見分したところ、審査請求人の質問書に対する対応が記載された「所属長指揮事項」の「指揮内容」の項目には、文書 2 では「回答する必要がないと判断し、打ち切りとする」と記載され、また文書 4 では「回答する案件ではないと判断し、回答しないこととする」と記載されており、いずれの質問書に対しても回答をしない旨判断されていることが認められた。

これらのことからすれば、本件保有個人情報は、別記 1 のうち①から③までの内容に合致すると認められ、また、審査請求人の質問書への回答書は存在しない点について特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 本件不開示（不存在）決定について

本件開示請求のうち「令和元年 6 月 A 課長に伝えたものを含む。」の部分について、当時、審査請求人が A 課長に対して伝えた苦情の具体的な内容を示す主張はなく、審査請求人は「具体的に何を訴えたいのか認識できなかった」とする処分庁の主張に特段不自然、不合理な点は見当たらないことから、対象となる文書が存在しない点について不自然、不合理であるとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報の特定及び存否については前記(3)及び(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 別記 1

私が稲沢警察署員に伝えた苦情・意見・要望等に対して、

- ①どのような内容であったのかわかる文書
- ②どのような対応をしたのかわかる文書
- ③稲沢警察署として処理方針・意思決定をするための決裁書及び関連する文書  
令和元年 6 月 A 課長に伝えたものを含む。  
ただし、すでに開示済みのものを除く。

#### 別記 2

- ・文書 1: 警察安全相談等・苦情取扱票 (平成 31 年 2 月 25 日受理に係る整理番号稲沢:265  
のもの)
- ・文書 2: 警察安全相談等・苦情取扱票 (平成 31 年 3 月 4 日受理に係る整理番号稲沢:291  
のもの)
- ・文書 3: 警察安全相談等・苦情取扱票 (令和元年 6 月 4 日受理に係る整理番号稲沢:710  
のもの)
- ・文書 4: 警察安全相談等・苦情取扱票 (令和元年 6 月 4 日受理に係る整理番号稲沢:717  
のもの)

